## 第2期事業年度

# 事業報告

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

株式会社海外交通·都市開発事業支援機構

## 1. 会社の現況に関する事項

## (1) 事業の経過及びその成果

当期における海外インフラ市場は、当初、米ドルを中心とした資金の過剰流動性、 それに伴う金利安から大量の資金がインフラ事業に流入しました。しかしながら、中 国の減速、資源価格安等の要因から資源国を中心として経済状況が大きく悪化してお り、世界経済の先行きは不透明な状況が続いています。

我が国政府は、従来よりインフラシステムの海外展開を成長戦略の重要な一つの柱として位置づけ、「2020年に約30兆円のインフラシステムを受注することを目指す」(日本再興戦略)としています。また、平成27年5月及び11月には、内閣総理大臣より「質の高いインフラパートナーシップ」及びそのフォローアップが発表され、我が国のインフラシステムの強みを諸外国に効果的にアピールするとともに、関連制度、金融支援方策等を強化することにより、政府全体としてさらに力をいれてアジア各国における「質の高いインフラ投資」の実施を支援する方針が示されました。

当社は、このような政府のインフラシステム輸出戦略の下、海外において交通事業 又は都市開発事業を行う事業者に対し、資金の供給、専門家の派遣その他の支援を行 うことを目的として設立され、平成26年10月20日に業務を開始しました。以来、社 内基盤の整備を進めるとともに、目標を達成するために必要な人材の確保を進め、従 業員は34名(平成28年3月31日現在)となっています。

設立以来、当社には多くの民間企業から案件の相談が持ち込まれてきましたが、当期はこれを支援決定につなげるべく、精力的に関係者との調整を進め、デューデリジェンスを実施し、政策的意義、収益性等の支援基準を踏まえつつ、案件の組成に努めて参りました。その結果、平成27年10月27日に第一号案件として「ベトナム・チーバイ港ターミナル整備・運営事業」の支援について国土交通大臣の認可を得ました。その後、同年11月21日に「米国テキサス州高速鉄道事業」の、同年12月9日に「ブラジル都市鉄道事業」の支援について、それぞれ国土交通大臣の認可を得たところです。

また、広域的な開発案件に初期段階から参画し、我が国民間企業の進出の環境整備を図るため、平成27年8月13日に、フィリピン基地転換開発公社とマニラ北方に位置するクラーク地域の開発等の具体化に向けた協力覚書を締結し、本年3月8日には、同公社とクラーク地域開発を推進するための共同調査会社設立に関する合弁契約書を締結しました。

平成27年9月30日には、国土交通省及び株式会社国際協力銀行と共同で「インフラ事業の海外展開に関する国際セミナー」を開催し、内外のインフラ事業関係者と、今後の海外インフラ市場の動向について知見を共有するとともに、討議を行いました。

当社が今後様々な国のパートナーと共同で事業活動を行っていくためには、当社の信用を客観的に明らかにすることが不可欠です。そのため、ムーディーズ・ジャパン株式会社に対し長期発行体格付の付与を依頼し、本年2月26日に日本国政府と同格のA1(安定的)の格付を取得しました。

上記のような事業活動の結果、当期の業績は、経常損失11億2千万円(前期経常損失2億8千5百万円)、当期純損失11億2千1百万円(前期当期純損失2億8千6百万円)となりました。

## (当期支援決定案件)

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容*
ベトナム・チーバイ	平成 27 年 10 月 27 日	Thi Vai International	出資額:約12億円
港ターミナル整備・		Port Company Ltd.	保証額:約8.5億円
運営事業			
米国テキサス州高	平成 27 年 11 月 21 日	Texas Central	出資額:約49億円
速鉄道事業		Partners, LLC	
ブラジル都市鉄道	平成 27 年 12 月 9 日	ガラナアーバンモ	出資額:約56億円
事業		ビリティ株式会社	

<sup>\*</sup>認可申請当時の為替レートに基づく額

## (2) 設備投資等の状況

当期の設備投資につきましては、備品の整備等を行いました。その結果、当期の設備投資額は、約4百万円となっております。

## (3) 資金調達の状況

当社は、投資に充てる資金を確保するため、平成27年6月に各団体、企業及び政府から11億4,750万円、平成28年1月に政府から90億円の出資を受けました。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、我が国の民間企業による交通事業・都市開発事業の海外市場への参入促進を図るため、引き続き精力的に出資、事業参画等の支援を行って参ります。そのため民間企業からの案件相談に対しては、「間口を広く、敷居を低く」積極的に応じ、年間10件の支援決定を目標に体制の整備を進めて参ります。

支援決定後の案件については、リスクの改善と収益性の向上を図るため、適切なモニタリングとハンズオンによる事業参画を進めて参ります。

海外インフラ市場は、足元不透明な状況が続いておりますが、基本的には新興国を中心に大きく拡大しています。より多くの案件形成に向けた情報収集・周知活動、国際市場における立場の強化を図るためにも、海外の有力な投資機関、デベロッパーとの関係強化、ネットワーク作りに取り組んで参ります。

また、政府の「インフラシステム輸出戦略」(平成 28 年 5 月 17 日改訂) において 「高速・都市鉄道などの交通インフラと周辺開発との組み合わせや、基盤インフラ整備と都市開発の組み合わせ、資源等の産業開発と積出港等の臨海部整備・運営の組み 合わせなど面的プロジェクトの形成」を推進することが挙げられており、当社も我が 国の成長戦略や相手国の発展に資する面的開発に川上段階から積極的に取り組むとと もに、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」(平成28年3月24日決定) で国土交通省がインフラ海外展開を実施する際の重要な点の一つと位置づけている、 優れた技術を有する中小企業等の海外展開の支援等にも取り組んで参ります。

こうした今後の当社の事業活動を支えるために、人材のさらなる登用や人材育成プログラム等の社内基盤の充実を図るとともに、ハンズオン支援のための体制整備については関係省庁や関係公的機関、事業者団体と連携しながら進めて参ります。

先般、G7 伊勢志摩サミットに合わせ、安倍総理大臣より発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」においては、インフラシステム輸出関係機関の体制・機能強化が掲げられております。当社としても、当社の支援が我が国民間事業者にとってより魅力あるものになるよう、十分なコミュニケーションを図るとともに、関係する国の行政機関、公的機関、金融機関、研究機関等とも引き続き協力して事業を進めて参ります。

## (5) 財産及び損益の状況

(単位:千円)

区 分	第1期 自 平成26年10月20日 至 平成27年3月31日	第2期 自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	摘要
経 常 損 失	285, 978	1, 120, 441	
当 期 純 損 失	286, 482	1, 121, 651	
1株当たり当期純損失(円)	1, 326	4, 113	
総 資 産	10, 569, 914	19, 684, 785	
純 資 産	10, 511, 017	19, 536, 865	
1株当たり純資産額(円)	48, 673	46, 638	

<sup>(</sup>注)金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係 該当事項はありません。

## ②重要な子会社の状況

会社名	出資比率	主要な事業内容
Japan High-Speed Railway, Inc.	100.0%	投資業及び関連業務

## (7) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっております。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債 務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派 遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ① 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ② ①~⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ③ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- (4) (1)~(3)に掲げる業務に附帯する業務
- ⑤ ①~⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

## (8) 主要な営業所

①本社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

②主要な子会社の事務所

会社名	所在地
Japan High-Speed Railway, Inc.	米国

## (9) 従業員の状況(平成28年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
34名	162%	46.0歳	1.1年

## (10) 主要な借入先(平成28年3月31日現在) 該当事項はありません

- (11) 会社の現況に関するその他の重要な事項 該当事項はありません
- 2. 会社の株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 418,900 株
- (3) 株主数 18名

## (4) 大株主

サナク	当社への出資状況	
株主名	持株数	出資比率
財務大臣	300, 000	71.62%
三井住友信託銀行 株式会社 (信託口)	105, 400	25. 16%
日本高速道路インターナショナル 株式会社	3, 500	0.84%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0. 48%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.48%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0. 48%
一般社団法人 海外エコシティプロジェクト	1, 640	0. 39%
協議会		
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0. 24%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0. 24%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.05%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港ビル協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%
一般社団法人 プレストレスト・コンクリート	20	0.00%
建設業協会		

- (5) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。
- 3. 会社の新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項(平成28年3月31日現在)

## (1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	波多野 琢磨	
専務取締役	秋山 裕	
取締役	竹内 敬介	日揮株式会社相談役
取締役	池田良直	株式会社日本政策投資銀行執行
4人人的工文	他山 尺臣	役員業務企画部長
		株式会社みずほ銀行グローバル
取締役	稲川 文雄	プロジェクトファイナンス営業
		部部長
取締役	工藤・禎子	株式会社三井住友銀行執行役員
以下中1文		成長産業クラスターユニット長
取締役	松田・千恵子	首都大学東京大学院社会科学研
4人亦作1文		究科教授
監査役	八尾紀子	TM I 総合法律事務所
篇.宜.仅	八连一杯丁	パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役のうち、竹内敬介、池田良直、稲川文雄、工藤禎子及び松田千恵子は、会社法第2条15号に定める社外取締役であります。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
  - 2. 当社は執行役員制度を導入しており、平成28年3月31日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名
執行役員	河野 春彦
執行役員	武貞 達彦

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	7人	68,650 千円	
監査役	1人	5,000 千円	
計	8人	73,650 千円	

- (注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- (3) 社外役員に関する事項
  - ①重要な兼職先と当社の関係 該当事項はありません。
  - ②主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。

## ③当事業年度における主な活動状況(海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む)

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	竹内 敬介	当事業年度開催の取締役会 13 回全て、海外交通・都市開発事 業委員会 13 回全てに出席。事 業会社の経営者としての経験を 活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	池田 良直	当事業年度開催の取締役会13 回のうち8回、海外交通・都市 開発事業委員会13回のうち8 回に出席。銀行でのプロジェク トファイナンス業務の経験を活 かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	稲川 文雄	当事業年度開催の取締役会13 回のうち12回、海外交通・都 市開発事業委員会13回のうち 12回に出席。銀行でのプロジェ クトファイナンス業務の経験を 活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	工藤 禎子	当事業年度開催の取締役会 13 回のうち 12 回、海外交通・都 市開発事業委員会 13 回全てに 出席。銀行でのプロジェクトフ ァイナンス業務の経験を活か し、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (副委員長)	松田 千恵子	当事業年度開催の取締役会 13 回のうち 10 回、海外交通・都 市開発事業委員会 13 回のうち 10 回に出席。企業経営・企業統 治の見識を活かし、社外の立場 から発言。
監査役	八尾 紀子	当事業年度開催の取締役会 13 回全て、海外交通・都市開発事 業委員会 13 回全てに出席。弁 護士としての専門見識を活か し、社外の立場から発言。

<sup>(</sup>注) 当社は「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」に基づき設立された株式会社であり、

同法第17条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに 株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会 に委任されたものとみなされています。

## ④責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を設けております。

- ⑤その他会社役員に関する重要な事項 該当事項はありません。
- ⑥記載内容についての社外役員の意見 該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

- (1)会計監査人の名称 東陽監査法人
- (2) 責任限定契約の内容の概要該当事項はありません。

## (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(消費税を含みません。)

区分	金額
会計監査人としての報酬等の額	5,300 千円

## (4) 非監査業務の内容 該当事項はありません。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しております。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しております。当該事業年度における「内部統制システム基本方針」の内容は以下のとおりです。

## (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先する体制の構築を目的として、「コンプライアンス規程」を定め、これに基づき、コンプライアンスを統括する部署を設置し、会社内における推進体制を整えるとともに、その実施状況について定期的に取締役会及び監査役に報告するものとする。

- ②役職員へのコンプライアンスの徹底及び円滑な運営を図るため、必要に応じ適宜 コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を整備 し、研修等により定期的に役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- ③市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、警察等行 政機関と連携し、毅然とした対応を執る。
- ④内部監査に関する「内部監査規程」を定め、実効性のある内部監査を実施する。
- ⑤財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関連法令を遵守するとともに、 「会計規程」を定め、これに基づく適切な会計処理を行う。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るため、「リスク管理規程」を定め、これに基づき所要の体制整備を行う。平時よりリスクの識別及び分析に努め、重大なリスクが顕在化した場合には、代表取締役社長以下で構成する危機管理本部を速やかに設置し、対応方針の決定及びその実施を行う。

- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①業務の有効性及び効率性を高める観点から、取締役会は、適時適切な経営管理を 行う。また、内部統制を規律するため「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、 これに基づく分業体制による業務の専門化・合理化を図る。
  - ②また、適切な対象事業支援を行っていくため、会社に海外交通・都市開発事業委員会を設置し、法令及び「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき適切に 運営を行う。
  - ③さらに、対象事業支援に当たり適切な業務執行を起立する観点から、「投資運用指針」を定め、これに基づく業務執行を行う。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①「文書管理規程」を定め、重要な意思決定等に係る文書等を、同規程の定めると ころに従い、適切に保存及び管理を行う。
  - ②情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り組むため、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティ対策を推進する。
- (5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第1条に規定する目的及び出資先企 業等の企業価値の最大化を図る観点から、出資先企業等に対する株主権等の行使 を適切に行う。
- (6)監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 ①会社の役職員は、当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はその

おそれのある事項を発見した場合、監査役に対し、当該事項を速やかに報告する。 監査役は、その職務遂行に必要な事項について随時会社の役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。

- ②監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行するものとする。また、当該担当者の人事等その独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重する。
- ③監査役は、業務の状況を把握するため、会社からの事前の通知を受け取締役会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、取締役会決議又は代表取締役決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後回付を受ける。

## (内部統制システムの運用状況の概要)

上記の「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当該事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

- (1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①「内部統制システム基本方針」に記載の項目については、既に基本的な制度等を 整備済みであり、引き続き適切な運営を行っている。
  - ②コンプライアンス室は、全役職員を対象として、「ハラスメント」「インサイダー 取引」「海外の贈収賄規制」に関する研修を開催した。
  - ③コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を整備した。
  - ④「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を作成し、監査役とも連携を図り、第 1回の内部監査を実施した。
  - ⑤会社の投資に対するガバナンスの強化を図るため、第三者により構成される投資 ガバナンス委員会を設置した。
- (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 業務執行に係るリスクの適格な把握及びその管理を図るための体制は整備済みで ある。
- (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ①「取締役会規程」に基づき、取締役会が13回開催された。
  - ②「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき、海外交通・都市開発事業委員会が13回開催された。

- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り 組むため、「情報管理規程」「情報セキュリティ対策基準」を整備した。
  - ②情報セキュリティへの理解度・意識を向上させるべく、全役職員を対象として「情報セキュリティ」に関する研修を開催した。
- (5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ①四半期決算については取締役会に報告(4回)した。
  - ②子会社等の業務内容について、取締役会、海外交通・都市開発事業委員会等の諸会議において、情報の共有及び協議が行われた。
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①監査役は取締役会、海外交通・都市開発事業委員会に出席し、経営・業績に影響 を及ぼす重要な事項等について意見を述べた。
  - ②監査役は会計監査人と適宜会議等をもち、より広範な情報共有を行っている。

## (内部統制システム基本方針の改定)

なお、当社は、平成28年4月19日付取締役会決議により、「内部統制システム基本 方針」を改定いたしました。改定部分は以下の下線部となります。

- $(1) \sim (4)$  (略)
- (5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① (略)
  - ②<u>また、子会社に対して適切な経営管理を行うため、子会社に対して上記(1)から(4)までに準ずる体制の構築を求めるとともに、子会社の代表者は、子会社に対ける重要な意思決定等について会社へ報告するものとする。</u>
- (6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ①会社及び子会社の役職員は、当社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合、会社の監査役に対し、当該事項を速やかに報告する。会社の監査役は、その職務遂行に必要な事項について随時会社又は子会社の役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。会社は、監査役へ報告を行った会社又は子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
  - ②監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行し、監査役の指揮命令に従うものとする。また、

当該担当者の人事等その独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重する。

## ③ (略)

④監査役が、その職務の執行について会社に対して会社法第388条に基づく費用の 前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務 の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。